

仕 様 書

1 業務名

「甲府市×ハローキティ きらめきスタンプラリー」イベント実施支援等業務委託

2 業務目的

本業務は、甲府市と株式会社サンリオがライセンス契約を結んだことにより、同社の保有キャラクターを活用し開催する、「甲府市×ハローキティ きらめきスタンプラリー」を円滑に実施することを目的とした業務である。

3 業務概要

本イベントは、株式会社サンリオが保有するキャラクターである「ハローキティ」を活用した、本市の観光資源に触れる着地型観光メニューとして、主なターゲットを女性やファミリー層と捉え、これらのターゲット層が訪れる機会を創出し、交流人口の増加を目指すとともに、本市の観光資源に多く接することで、リピーターの創出に繋げていくことを目的に実施する。

本業務は、甲府市と株式会社サンリオが締結するライセンス契約における著作物の取り扱いに基づいたノベルティ等の制作、配布、発送、管理及びイベントで使用するツールの作成・運用などを一元的な管理のもとに実施するとともに、イベント協力店舗や施設との調整等を行うものである。

4 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）

（イベント開催期間は令和6年9月13日（金）～令和7年1月31日（金）まで）

5 業務内容

（1）スタンプラリーの企画

ア 性別・年齢を問わず参加できる参加無料のイベントとし、集客効果を含む企画に努めること。ただし、メインターゲットは女性やファミリー層とする。

イ イベントへの参加の流れについては、以下のとおりとすること。

（i）観光施設等にてスタンプラリーの参加冊子を取得する。

（ii）参加者はスタンプスポットへ行き、参加冊子にスタンプを押印する。

（iii）景品交換所で押印したスタンプの個数に応じた賞品をもらう。また、希望者はアンケートに回答し、抽選賞品へ応募する。

（v）後日、抽選に当選した人は、抽選賞品が郵送で届く。

ウ スタンプスポットについては、甲府市内から表1の施設をスタンプスポットとして設定すること。また、甲府市外からの観光客の誘引を意識し、甲府市との連携の実績がある自治体のうち、発注者と協議の上、表2の自治体へスタンプスポットを設置すること。

表1 甲府市内スタンプスポット

	施設名	住所
1	金櫻神社	甲府市御岳町 2347
2	信玄ミュージアム	甲府市大手 3-1-14
3	常磐ホテル	甲府市湯村 2-5-21
4	甲州夢小路 玉屋	甲府市丸の内 1-1-25
5	ヴァンフォーレおしろらんど	甲府市丸の内 1-10-7
6	甲斐善光寺	甲府市善光寺 3-36-1
7	山梨県立美術館	甲府市貢川 1-4-27
8	風土記の丘農産物直売所	甲府市下曾根町 1070-3

表2 広域スタンプスポット

	施設名	備考
1	山梨県 笛吹市	県央ネットやまなし観光エリア
2	山梨県 甲斐市	県央ネットやまなし観光エリア
3	山梨県 北杜市	県央ネットやまなし観光エリア
4	山梨県 富士吉田市	
5	新潟県 上越市	集客プロモーションパートナーシップ 協定都市
6	長野県 長野市	集客プロモーションパートナーシップ 協定都市
7	静岡県 静岡市	集客プロモーションパートナーシップ 協定都市

※表1、表2のスタンプスポットについては、発注者にて各施設よりスポット設置の承諾を得ている。

エ スタンプラリー実施期間内に、「風土記の丘農産物直売所」のカフェコーナーにて、施設と協議の上、スタンプラリーとのコラボメニュー企画を実施すること。また、企画にあたり、「ハローキティ」がデザインされた次のものを受注者で用意をすること。

(i) プリントもなか

a 用途 コラボメニューのパフェ・ソフトクリーム等の装飾に使用する。

b 数量 1,200 個 (想定)

(ii) プリントラテシート

a 用途 コラボメニューのドリンク等の装飾に使用する。

b 数量 600 個 (想定)

(iii) 配布用ノベルティ

a 用途 コラボメニューを注文した対象者に配布する。

b 数量 5,000 個 (想定)

c 単価 景品表示法の範囲内である 200 円以内とする。

(i) (ii)については 株式会社まる浪 に発注を行うこと。

(2) ノベルティ・抽選賞品の調達等

ア スタンプラリーの達成状況に応じた景品及びアンケート回答者を対象とした抽選賞品を用意すること。なお、アンケートについては、発注者が用意する甲府市ホームページ上のアンケートフォームにて実施する。

イ 景品交換の実施場所は甲府市内1～2か所とし、発注者と協議の上、決定すること。

ウ 景品について、「ハローキティ」を使用したオリジナルデザインのノベルティの作成を行うこと。なお、キャラクターの使用に際しては発注者及び株式会社サンリオの監修が必要となることから、校正毎に Adobe Illustrator 及び PDF データを発注者に送付し、監修等を必ず受けること。

エ 制作物・抽選賞品については次のとおりとする。

【スタンプの数に応じた景品】

①参加賞

交換条件：甲府市内スポットのスタンプ3つ

数量：先着5,000名分

仕様：ステッカー（長方形 縦横合計160mm以内 カラー印刷）

②達成賞

交換条件：甲府市内スポットのスタンプ8つ

数量：先着1,500名分

仕様：マグカップ（幅105mm、高さ92mm、直径80mm カラー印刷）

③広域賞

交換条件：甲府市内スポットのスタンプ2つ、広域スタンプスポット1つ

数量：先着2,000名分

仕様：クリアファイル（A4 カラー印刷）

【アンケート回答者が応募できる抽選賞品】

・発注者と協議の上、市内の地場産品や宿泊券等の賞品を手配すること。

①A賞 50,000円程度のものを1名分

②B賞 10,000円程度のものを5名分

③C賞 3,000円程度のものを10名分

・アンケート回答者の中から抽選を行い、当選者に賞品の発送を行うこと。

(3) 参加冊子・告知用ポスター・設置物等の作成

ア イベントで使用する必要な制作物については、(1)、(2)の内容を踏まえ、次のものを発注者で用意すること。また、制作物の内容については発注者と協議を行うこと。

(i) 参加冊子

a 仕様

- ・257mm×728mm 観音折り B5仕上げ ・両面カラー印刷
- ・マットコート紙 110kg

b 数量

- ・35,000部

c 記載内容

- ・スタンプラリー開催概要を掲載すること。
- ・甲府市内での消費を促し、滞在時間の延伸を図るため、飲食店や宿泊施設などの情報を入れること。
- ・パンフレットの一部を切り抜きペーパークラフト等ができるデザインとすること。
- ・その他、掲載内容については発注者と協議を行うこと。

(ii) 告知用ポスター

a 仕様

- ・A1サイズ ・片面カラー印刷 ・マットコート紙 110kg

b 数量

- ・250部

c 記載内容

- ・スタンプラリー開催概要を掲載すること。
- ・その他、掲載内容については発注者と協議を行うこと。

(iii) 告知用のぼり

a 仕様 幅 600mm×高さ 1800mm

b 数量 25枚

c 記載内容

- ・スタンプラリー開催概要を掲載すること。
- ・その他、掲載内容については発注者と協議を行うこと。

(iv) スタンプ

a 数量 30個 (各スタンプスポットにつき2つ)

b デザイン

- ・「ハローキティ」と各スタンプスポットを合わせたデザインとすること。ただし、広域スポットについては同一のデザインとする。
- ・デザインについては発注者と協議を行うこと。
- ・補充用スタンプインクも各スポットに1つずつ用意すること。

イ 参加冊子等の配布について

- a 参加冊子やポスター等の配布については、イベント開始前までに発注者が指定する施設に対し郵送で配布すること。
- b 参加冊子について、施設等から追加で送付の希望があった場合は、受注者にて発送を行うこと。

ウ 物品の設置について

- a スタンプ台やのぼり旗等の物品について、イベント開始前までにその制作、設置、保守及び撤去について受注者が実施すること。ただし、広域スタンプスポットへの設置・保守及び撤去については、施設及び発注者と協議の上対応すること。
- b イベント期間中に設置物の破損等があった場合は、受注者にてすみやかに補修及び交換を行うこと。

エ 上記アにおける制作物に必要な情報・写真・記事については受注者で用意すること。ただし、株式会社サンリオが所有する画像等の使用については、発注者及び株式会社サンリオの監修が必要となることから、校正毎に Adobe Illustrator 及び PDF データを発注者に送付し、監修等を必ず受けること。

オ 上記ア (i) ~ (iv) について、委託者と協議の上、期日までに納品すること。

カ 電子データの納品について

(i) 版下データ

Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。

a 再編集可能なデータ

b アウトライン化済みのデータ

(ii) PDF ファイル

7 著作権について

- (1) 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等を使用する場合、受注者は、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (2) 制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に、発注者へ無償で譲渡する。ただし、ライセンスの譲渡が認められていないデザイン、イラスト、写真等は除くものとする。
- (3) 発注者は、制作物が著作物への該当・非該当に関わらず、当該制作物の内容を受注者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の承諾なく自由に使用することができるものとする。
- (4) 受注者は、制作物が著作物に該当する場合に、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を双方協議の上で改変することができる。

8 留意事項

- (1) 受注者は、甲府市個人情報の保護に関する法律（令和4年12月23日条例第35号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行うこと。
- (6) 委託代金は、ノベルティの調達等の事前準備に経費が発生するなど、事業を遂行する資金繰りに配慮するとともに、本事業の円滑な執行を図るため、契約締結後に書面による委託代金の請求を受けた場合、前金払いで支払うこととする。